

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二及び第四十条の三を次のように改める。

（指定納付受託者の指定等）

第四十条の二 法律第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者（次条、第四十条の四及び第六十三条の二第一項第三号において「指定納付受託者」という。）の指定及び指定の取消しに係る伺いは、会計管理者に合議しなければならない。

（債権管理簿への記載）

第四十条の三 会計管理者、出納員又は分任出納員は、指定納付受託者から法律第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告があつたときは、遅滞なく債権管理簿に指定納付受託者による納付である旨その他必要な事項を記載しなければならない。

第四十条の四の見出しを「（指定納付受託者の指定等に係る権限の委任）」に改め、同条中「指定代理納付者の指定」を「指定納付受託者の指定及び指定の取消し」に改める。

第六十三条の二第一項第三号を次のように改める。

三 指定納付受託者による歳入等（歳入歳出外現金を含む。以下この号において同じ。）の納付手数料 当該歳入等に係る収入金

第一百八条第一項中「納付」の下に「（法律第二百三十一条の二の五第一項の規定による納付を除く。）」を加える。

第二百条第一項第一号中「第二百三十一条の三第三項」の下に「若しくは第二百三十一条の四第一項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の四」を加える。

第二百三十六条第一項中「。」の下に「及び法律第二百三十一条の二の六第四項に規定する証明書」を加える。

別記の表に次のように加える。

139	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	236
-----	-------------------------	-----

様式第三百三十八号の次に次の一様式を加える。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和四年一月四日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた指定代理納付者に係るこの規則による改正前の埼玉県財務規則第四十条の三及び第六十三条の二第一項第三号の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。